

# 第 102 回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 開催場所

東京都文京区湯島一丁目7番5号  
ホテル東京ガーデンパレス 3階 平安  
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

## 決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件  
第2号議案 補欠監査役1名選任の件  
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度  
改定の件

インターネット又は書面による議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時15分

## 株主の皆様へのお願い

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。  
<https://www.ik-felt.co.jp/ir/stock/meeting/>



## 招集ご通知

### 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

なお、期末配当につきましては、1株につき50円と決定させていただきます。

これにより中間配当を含めた当期の年間配当金は、1株につき90円となります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

矢崎孝信



### 経営 理念

私たちイチカワは社会とともに成長する企業です。

革新的な挑戦を続け、新たな製品やサービスを生み出すことにより、人々の生活を持続可能な豊かなものにしていきます。

### 経営方針

「高品質且つ革新的な製品及びサービス」を「グローバル競争力のあるコスト」で提供し、「国内及び世界中の顧客の信頼」を獲得することにより社会へ貢献する。

- 一. 顧客第一：お客様の喜びを最優先し、品質とコストの両立を徹底的に追求する。
- 一. 社員成長：達成可能な高い目標を設定し、社員一人ひとりの成長を促進する。
- 一. 迅速行動：失敗を恐れず、スピード・行動・執念(S K S)をもって目標を達成する。

(証券コード3513)  
2026年6月4日  
(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都文京区本郷二丁目14番15号

**イチカワ株式会社**

代表取締役社長 矢崎 孝信

## 第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第102回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ik-felt.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（イチカワ）又は証券コード（3513）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、4頁から6頁のご案内に従って、**2026年6月24日（水曜日）午後5時15分**までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）  |
| 2. 場 所  | 東京都文京区湯島一丁目7番5号 <b>ホテル東京ガーデンパレス3階 平安</b>   |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1. 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項    | 第1号議案 取締役8名選任の件<br>第2号議案 補欠監査役1名選任の件<br>第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件   |

## 招集ご通知

### 4. その他招集にあたっての決定事項

1. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
2. 議決権行使書において、議案に賛否の表示が無い場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載していません。

なお、監査役及び会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

・ 事業報告	5. 会社の体制及び方針 (1)業務の適正を確保するための体制 (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	・ 計算書類	株主資本等変動計算書
・ 連結計算書類	連結株主資本等変動計算書	・ 計算書類	個別注記表
・ 連結計算書類	連結注記表		

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 事前質問のご案内

株主総会の開催にあたりまして、事前に株主様よりご質問をお受けいたします。株主の皆様のご関心が高いと思われるご質問につきましては、株主総会にてご回答させていただきます。



事前質問の受付

株主様へのみご案内

上記の電子メールアドレスにて事前質問をお受けいたします。メール本文に必要な事項をご記載いただき、受付期限までにご送信ください。

【必要事項】 ①株主番号（議決権行使書用紙をご確認ください。） ②お名前 ③質問内容

- いただいたご質問への回答につきましては、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- 個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会の報告事項又は決議事項に関係のないご質問につきましては、回答しない場合がございます。
- 株主総会でご回答するに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
- お預かりした個人情報はいったいご質問への対応のためにのみ使用し、それ以外の目的には利用いたしません。

**質問受付期限 | 2026年6月19日（金曜日）午後5時15分到着分まで**

## 議決権の行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただく場合

#### ● 株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、受付にご提示ください。

※当日ご出席の場合は、インターネット又は書面による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

※資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

#### 株主総会開催日時

2026年6月25日(木)

午前10時 (受付開始:午前9時)

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### ● 郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

#### 行使期限

2026年6月24日(水)

午後5時15分到着分まで

#### ● インターネット



当社指定の議決権行使サイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細は5頁から6頁をご参照ください。

#### 行使期限

2026年6月24日(水)

午後5時15分入力分まで

インターネットで議決権行使してくださった株主様を対象に  
抽選で10名につき1名様に500円分の電子ギフトを贈呈いたします。

※詳細は同封のチラシをご参照ください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

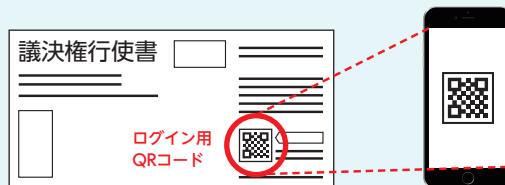
インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認ください。議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

**議決権行使期限 | 2026年6月24日（水曜日）午後5時15分まで**

### QRコード\*からのログイン方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主番号 00000000

〇〇〇〇株式会社

第〇回定時株主総会

9999年09月09日開催

行使できる議決権の数  
99個

[議案内容](#)

[Agenda\(English\)](#)

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。以下よりお手続きにお進みください。

会社提案議案の 全てに賛成	会社提案議案に 個別に賛否を投票
投票する	投票する

\*「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です(以下同)

パソコン又はスマートフォンのブラウザからのログイン方法

議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>



- 1 議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従い「株主総会に関する手続き」を選択してください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**⚠️ ご注意事項**

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

操作方法に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

**0120-173-027** (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

## 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

当社では、企業規模等を勘案し、現行定款において取締役の員数を10名以内と定めております。

当社の取締役会は、抄紙用具という特殊で極めて専門性の高い事業内容に精通し、かつ業務執行を適切に監督する能力を有した人材で構成されております。本議案につきましては、取締役会決議に基づく経営体制規程の定めにも則り、それぞれの役職に相応しい人格と識見を有する候補者を社外取締役及び代表取締役を委員とする指名・報酬委員会が提案し、株主総会付議事項として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。なお、取締役候補者につきましては、専門知識・経験・能力等のバランス、多様性等の観点から配慮するよう努めております。

独立社外取締役候補者の独立性判断基準につきましては、会社法に定める社外要件及び東京証券取引所が定める基準に基づいた当社規程を策定しております。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	取締役 在任年数	取締役会 出席状況
1 再任	やざき たかのぶ 矢崎 孝信	代表取締役社長 社長執行役員	10年	100% (17/17)
2 再任	こぼり わたる 小堀 渉	取締役 常務執行役員	8年	100% (17/17)
3 再任	とおよま ひろゆき 遠山 宏幸	取締役 常務執行役員	4年	100% (17/17)
4 再任	もろかわ まさのり 諸川 正憲	取締役 常務執行役員	2年	100% (17/17)
5 再任	よしむら はじめ 吉村 肇	取締役 常務執行役員	1年	100% (13/13)
6 再任 社外 独立	ながおか ひろき 長岡 弘樹	社外取締役	8年	100% (17/17)
7 再任 社外 独立	ほんじょ りょうた 本所 良太	社外取締役	4年	100% (17/17)
8 再任 社外 独立	ふくだ いつこ 福田 伊津子	社外取締役	2年	100% (17/17)

(注) 吉村肇氏の「取締役会出席状況」は、2025年6月26日就任後に開催された取締役会への出席状況であります。

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者  
番号

1

やざき たかのぶ  
矢崎 孝信

再任

生年月日：1961年10月28日生

取締役在任期間：10年（本総会終結時）

取締役会への出席状況：100%（17／17）

所有する当社の株式数：11,000株



#### ■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 9月 当社入社
- 2005年 6月 イチカワ・ヨーロッパ GmbH 社長
- 2012年 6月 当社海外営業部長 兼 イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション社長 兼 宜紙佳造紙脱水器材貿易(上海)有限公司総経理
- 2014年 4月 当社海外営業部長 兼 宜紙佳造紙脱水器材貿易(上海)有限公司総経理
- 2014年 6月 当社執行役員海外営業部長 兼 宜紙佳造紙脱水器材貿易(上海)有限公司総経理
- 2015年 4月 当社執行役員営業管掌補佐 兼 海外営業部長 兼 宜紙佳造紙脱水器材貿易(上海)有限公司董事総経理
- 2016年 4月 当社執行役員営業管掌 兼 海外営業部長
- 2016年 6月 当社取締役営業管掌 兼 海外営業部長 兼 常務執行役員
- 2017年 4月 当社取締役営業管掌 兼 常務執行役員
- 2018年 4月 当社取締役営業管掌 兼 海外管理部長 兼 常務執行役員
- 2019年 4月 当社取締役営業管掌 兼 常務執行役員
- 2020年 1月 当社取締役海外担当管掌 兼 常務執行役員
- 2021年 6月 当社取締役海外担当管掌 兼 株式会社イチカワテクノファブリクス担当 兼 常務執行役員
- 2023年 6月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は入社以来、長年にわたり海外勤務を含む海外営業部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かし、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に尽力してまいりました。2023年6月の代表取締役社長就任以降は、強力なリーダーシップを発揮し、当社グループを牽引しております。当社グループの一層の企業価値向上が期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者  
番号

2

こぼり わたる  
小堀 渉

再任

生年月日：1965年9月22日生

取締役在任期間：8年（本総会終結時）

取締役会への出席状況：100%（17／17）

所有する当社の株式数：5,100株



#### ■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社
2013年 4月	当社技術部担当部長
2015年 4月	当社開発研究所長 兼 技術部担当部長
2015年 6月	当社執行役員開発研究所長 兼 技術部担当部長
2016年 6月	当社執行役員開発研究所長
2017年 6月	当社執行役員技術管掌補佐 兼 開発研究所長 兼 技術管理部担当
2018年 4月	当社執行役員技術管掌 兼 アジア事業部管掌補佐
2018年 6月	当社取締役技術管掌 兼 アジア事業部管掌補佐 兼 常務執行役員
2020年 1月	当社取締役国内担当管掌 兼 常務執行役員
2020年 6月	当社取締役国内担当管掌 兼 技術管掌 兼 常務執行役員
2021年 2月	当社取締役国内担当管掌 兼 常務執行役員
2023年 6月	当社取締役生産管掌 兼 常務執行役員
2025年 4月	当社取締役技術管掌 兼 常務執行役員
2026年 4月	当社取締役技術統括 兼 常務執行役員（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は入社以来、長年にわたり開発研究を含む技術部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

3

とおやま ひろゆき

遠山 宏幸

再任

生年月日：1964年11月19日生

取締役在任期間：4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況：100%（17／17）

所有する当社の株式数：3,900株



#### ■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 株式会社千葉銀行入行
- 2015年 10月 同行地方創生部長
- 2017年 4月 当社入社、人事部担当部長
- 2018年 4月 当社企画部長
- 2020年 6月 当社執行役員企画部長 兼 総務部長
- 2021年 4月 当社執行役員企画部長 兼 人事部長
- 2022年 4月 当社執行役員人事部長
- 2022年 6月 当社取締役総務管掌 兼 企画部・品質保証部担当 兼 人事部長 兼 常務執行役員
- 2023年 6月 当社取締役営業管掌 兼 常務執行役員
- 2024年 6月 当社取締役営業管掌 兼 海外営業本部長 兼 常務執行役員
- 2025年 4月 当社取締役営業管掌 兼 常務執行役員
- 2025年 6月 当社取締役総務管掌 兼 企画部・品質保証部担当 兼 株式会社イチカワテクノファブリクス担当 兼 常務執行役員
- 2026年 4月 当社取締役総務統括 兼 企画部・品質保証部担当 兼 常務執行役員（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務面に豊富な知識を有しており、また、当社入社以降は人事、経営企画業務を中心として総務部門の職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

4

もろかわ まさのり

諸川 正憲

再任

生年月日：1963年4月17日生

取締役在任期間：2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況：100%（17／17）

所有する当社の株式数：8,900株



#### ■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社
2013年4月	当社生産技術部長
2015年4月	当社柏工場長
2015年6月	当社執行役員柏工場長
2016年4月	当社執行役員生産技術部長
2017年6月	当社執行役員生産管掌補佐 兼 岩間工場長 兼 生産技術部長
2020年4月	当社執行役員生産技術部長
2020年7月	当社執行役員生産技術部長 兼 ICP推進室長
2022年4月	当社執行役員企画部長
2023年6月	当社常務執行役員企画部長
2024年6月	当社取締役技術管掌 兼 常務執行役員
2025年4月	当社取締役生産管掌 兼 新事業担当 兼 常務執行役員
2026年4月	当社取締役生産統括 兼 新事業担当 兼 常務執行役員（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、長年にわたり生産部門での業務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

5

よしむら はじめ  
吉村 肇

再任

生年月日：1963年6月6日生

取締役在任期間：1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況：100%（13／13）<sup>(※)</sup>

所有する当社の株式数：4,000株

※2025年6月26日就任後の状況



#### ■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- |          |  |
|----------|--|
| 1986年4月  | 当社入社   |
| 2009年4月  | 当社営業担当部長   |
| 2014年10月 | イチカワ・ヨーロッパGmbH社長   |
| 2019年7月  | 当社アジア企画営業部長  |
| 2020年10月 | 当社海外営業技術部長   |
| 2021年6月  | 当社執行役員海外営業技術部長   |
| 2022年4月  | 当社執行役員国内担当管掌補佐 兼 海外担当管掌補佐 兼 営業企画部長   |
| 2023年6月  | 当社執行役員営業本部長 兼 営業企画部長   |
| 2024年6月  | 当社執行役員国内営業本部長 兼 営業企画部長   |
| 2025年4月  | 当社執行役員国内営業本部長 兼 海外営業本部長 兼 国内営業部長 兼 イチカワ・ヨーロッパGmbH社長  |
| 2025年6月  | 当社取締役営業管掌 兼 国内営業本部長 兼 海外営業本部長 兼 国内営業部長 兼 イチカワ・ヨーロッパGmbH社長 兼 常務執行役員                           |
| 2025年10月 | 当社取締役営業管掌 兼 国内営業本部長 兼 海外営業本部長 兼 国内営業部長 兼 イチカワ・ヨーロッパGmbH社長 兼 宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司 董事長 兼 常務執行役員 |
| 2026年4月  | 当社取締役営業統括 兼 宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司 董事長 兼 常務執行役員（現任）   |

#### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、長年にわたり国内営業部門及び海外勤務を含む海外営業部門での業務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者  
番号

6

ながおか ひろき

長岡 弘樹

再任

社外

独立

生年月日：1953年7月9日生  
社外取締役在任期間：8年（本総会終結時）  
取締役会への出席状況：100%（17／17）  
所有する当社の株式数：3,200株



#### ■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年7月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所  
1979年3月 公認会計士登録  
1990年11月 同法人静岡事務所長  
2004年6月 同法人経営会議メンバー（2015年11月退任）  
同年同月 同法人東京事務所地区経営執行補佐 兼 東日本地区事務所総括  
2007年6月 同法人東日本ブロック長補佐  
2010年10月 同法人トータルサービス本部長  
2013年10月 同法人ミドルマーケット推進総括担当  
2016年7月 パラマウントベッドホールディングス株式会社顧問（現任）  
2018年6月 当社取締役（現任）

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、これまで長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識等を持たれ、当社の取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、積極的にご発言いただき役員を選解任及び報酬の透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

#### ■ 独立役員の届出について

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

#### ■ 責任限定契約

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

候補者  
番号

7

ほんじょ りょう た  
本所 良太

再任

社外

独立

生年月日：1948年7月17日生  
社外取締役在任期間：4年（本総会終結時）  
取締役会への出席状況：100%（17／17）  
所有する当社の株式数：1,800株



#### ■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月 伊藤忠商事株式会社入社  
2001年 4月 同社アジア総代表兼伊藤忠香港会社社長  
2002年 6月 同社執行役員  
2004年 6月 伊藤忠マネジメントコンサルティング株式会社代表取締役社長  
2005年 6月 ジャパンフーズ株式会社代表取締役社長  
2015年 6月 同社取締役会長  
2022年 6月 当社取締役（現任）

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、これまでアジアを中心とする海外経験に加え、企業経営者としての豊富な経験や経営全般に対する幅広い見識を持たれ、当社の取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、積極的にご発言いただき役員を選解任及び報酬の透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

#### ■ 独立役員の届出について

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

#### ■ 責任限定契約

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

候補者  
番号

8

ふくだ いっこ  
福田 伊津子

再任

社外

独立

生年月日：1962年2月5日生

社外取締役在任期間：2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況：100%（17／17）

所有する当社の株式数：500株



### ■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社東芝入社
2015年4月	同社小向事業所品質保証部部長
2017年7月	東芝インフラシステムズ株式会社小向事業所品質保証部部長
2018年3月	東京エレクトロニクスシステムズ株式会社入社
2018年6月	同社代表取締役社長
2019年10月	東芝エレクトロニクスシステムズ株式会社代表取締役社長
2022年10月	東芝電波テクノロジー株式会社取締役システム本部ゼネラルマネジャー兼営業本部ゼネラルマネジャー
2024年6月	新晃工業株式会社社外取締役（現任）
同年同月	当社取締役（現任）
2025年6月	株式会社アイティフォー社外取締役（監査等委員）（現任）

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、企業経営者としての豊富な経験や経営全般に対する幅広い見識に加え、ソフトウェア技術者としてのプロジェクトマネジメントの経験を持たれ、当社の取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、積極的にご発言いただき役員を選任及び報酬の透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

### ■ 独立役員の届出について

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

### ■ 責任限定契約

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

- (注)
1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役になられた場合、当該保険契約の被保険者となり2026年6月に当該保険契約を更新する予定です。

## ご参考 取締役・監査役のスキルマトリックス

本総会において、第1号議案を原案どおりご承認いただきました場合の取締役及び監査役の有する主な知識、経験は以下のとおりでございます。

なお、以下の一覧表は各人の有する全ての知見を表しているものではありません。

	役職	企業経営	法務・ リスク 管理	財務・ 会計	人財マネ ジメント	営業・ マーケ ティング	技術・生産・ 品質保証・ 研究開発	ICT	海外事業 ・ 国際経験
や ざき たかのぶ 矢崎 孝信	代表取締役 社長	●	●	●		●			●
こ ぼり わたる 小堀 渉	取締役	●				●	●		
と お や ま ひろ ゆ き 遠山 宏幸	取締役	●	●	●	●				●
も ろ か わ ま さ の り 諸川 正憲	取締役	●					●		
よ し む ら は じ め 吉村 肇	取締役	●				●			●
な が お か ひろ き 長岡 弘樹	独立社外 取締役			●					
ほ ん じ ょ り ょ う た 本所 良太	独立社外 取締役	●		●					●
ふ く だ い つ こ 福田 伊津子	独立社外 取締役	●		●				●	
ひ ら ま た か ふ み 平間 孝史	常勤監査役		●	●			●		
で な わ ま さ と 出縄 正人	独立社外 監査役		●						
お か だ た か こ 岡田 貴子	独立社外 監査役			●					

※役職につきましては本総会終了後、取締役会において承認される予定の役職を記載しております。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、補欠監査役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

お お し ま し ん い ち

大島 真一

補欠社外監査役候補者

独立

生年月日：1976年7月29日生

所有する当社の株式数：—



### 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

2001年4月 UBSウォーバーク証券会社（現 UBS証券株式会社）入社  
2006年1月 ピナクル株式会社 入社  
2013年9月 株式会社ベストムーブ 代表取締役（現任）  
2018年12月 クイックトロン・ジャパン株式会社（現 Chinoh.Ai株式会社）代表取締役  
2025年2月 株式会社キャピタリンク・パートナーズ取締役（現任）

### 補欠社外監査役候補者とした理由

同氏は、自ら会社を設立・成長させてきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから客観的かつ公正な立場から適切に監査できると判断し、補欠社外監査役候補者となりました。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

### 独立役員の出届について

同氏は、補欠社外監査役候補者であります。当社は、同氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、新たに独立役員として指定し、東京証券取引所に届出をする予定であります。

### 責任限定契約

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を監査役就任時に締結する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、候補者が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年6月28日開催の第94回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、その後、2021年6月29日開催の第97回定時株主総会において本制度に係る報酬枠を改めて設定することについてご承認をいただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）、今日に至っております。

本議案は、信託スキームとRSスキームで得られるメリットを最大限に活用することによって、取締役等の報酬と会社の業績及び株価との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、現行BBT制度を改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」といいます。）へ移行することについて、ご承認をお願いするものであります。

上記の目的、及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2018年6月28日開催の第94回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額270百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行BBT制度に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当

該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本定時株主総会終結の時点で在任する取締役等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本定時株主総会終結後における所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式等の給付を受けることとします。当該取締役等に給付される株式についても、上記包括的譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

なお、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付することとする点につきましては、本定時株主総会終結時をもって退任する役員に対する給付に際しても適用します。

### (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

### (3) 信託期間

2018年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2018年8月）に、約157百万円を本信託に拠出しております。その後、2026年2月に約261百万円を本信託に追加拠出しております。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものいたします。

本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるため、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けないこととします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間及びBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定します。なお、取締役等への当社株式等の給付を行うため、現行BBT制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

また、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社

株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拋出の要否及び追加拋出額を判断するものとし、当社が追加拋出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注)当社が実際に本信託に拋出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

### (5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拋出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり59,000ポイントであるため、BBT-RS当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は118,000株、以降の各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は177,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

### (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、35,400ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は23,600ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数354個の発行済株式総数に係る議決権数43,452個(2026年3月31日現在)に対する割合は約0.8%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時まで、当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

### (7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のとおりに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、包括譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

## 3. 取締役等に給付される当社株式に係る包括的譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む包括的譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

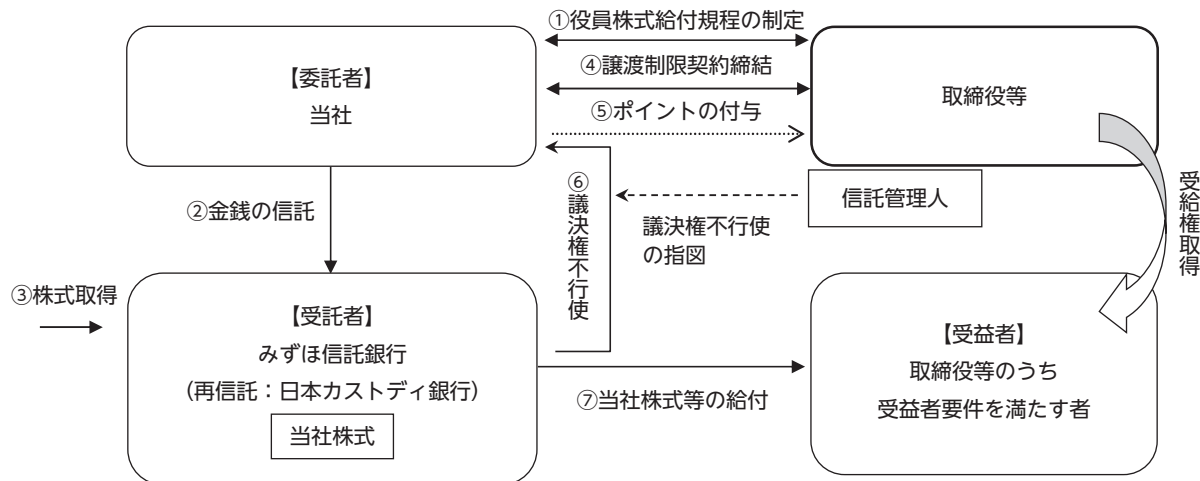
## 株主総会参考書類

- (1) 譲渡制限の内容  
取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと
- (2) 当社による無償取得  
一定の非違行為等があった場合や下記(3)の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること
- (3) 譲渡制限の解除  
取締役等が、当社における取締役等たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること
- (4) 組織再編等における取扱い  
譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

<ご参考：本制度導入後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

### 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬（「固定：役員報酬＋委嘱報酬」＋「変動：成果報酬」以上いずれも金銭報酬）、役員賞与（短期業績連動報酬：金銭報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期業績連動型報酬・非金銭報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬（役員報酬）のみを支払うこととする。

#### 2. 業績に連動しない金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬のうち、役員報酬と委嘱報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役割、責任の大きさ、世間水準、従業員とのバランス等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

#### 3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び数又は額及び算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、短期的なインセンティブ機能を目的とした成果報酬並びに役員賞与、中長期的なインセンティブ機能を目的とした業績連動型株式報酬で構成する。

成果報酬は、役員退職慰労金制度廃止に伴い、報酬の後払いの見地から旧役員退職慰労引当金繰入相当額を基準額とし、取締役各人の各事業年度の業績・成果に連動させて変動する金銭報酬として毎年一定の時期に決定され、毎月按分額を支給する。

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の経営成績水準に応じ算出された額を毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、前年度決算公表時に開示する当年度の連結業績予想「連結経常利益」に設定するも、便宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

当社の業績連動型株式報酬は、株式給付信託の仕組みを利用し、役員株式給付規程に基づき、中期経営計画の最終年度における目標に対しての業績達成度等を勘案して定めるポイントが付与されるが、業績達成度の指標は、本業における業績を反映すべきと考え、「中期経営計画の最終年度目標数値」を使用し、その達成度の平均値を達成度として使用する。

なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とする。取締役は、当社株式の給付に先立ち、包括的譲渡制限契約を締結する。これにより、在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなる。また、取締役が当

社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とする。

#### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、原案（各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分及び業績連動型株式報酬のポイント数）の立案とする。上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

#### 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任を受け、指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、指名・報酬委員会は、代表取締役及び社外取締役で構成され、議長は社外取締役の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定する。

以上

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
抄紙用具関連事業	抄紙用フェルト、抄紙用ベルト、スレート用フェルト 等
工業用事業	工業用フェルト、工業用関連仕入品

### (2) 事業の経過及びその成果

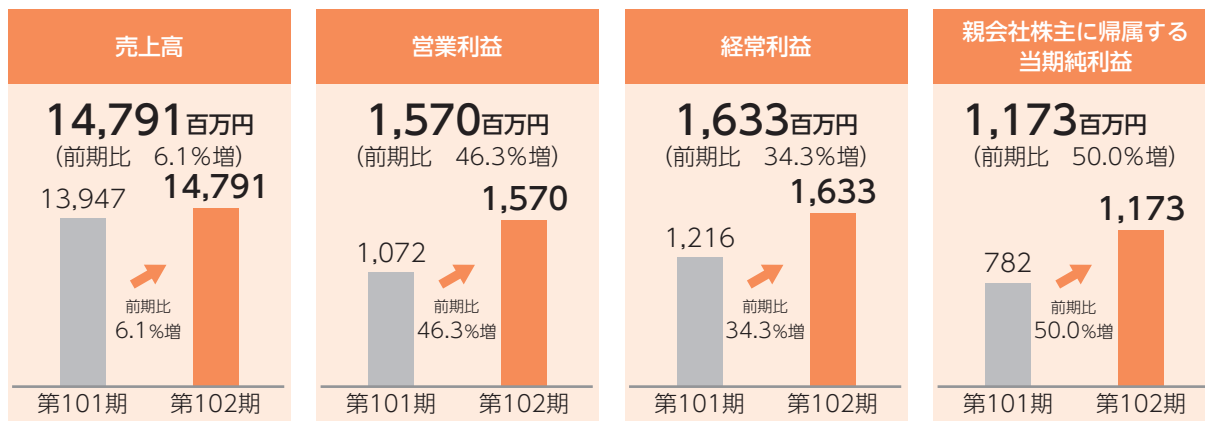
当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の回復やインバウンド需要の拡大、雇用・所得環境の改善等により景気の緩やかな回復基調が見られる一方、米国の関税政策、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫等不安定な国際情勢の中でエネルギー価格及び原材料価格の高騰や継続的な物価上昇等依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの主要取引先であります紙パルプ業界の動向について、国内では、紙のデジタル化が引き続き進んでいることから、新聞用紙及び印刷情報用紙の需要は縮小しつつあります。加えて、板紙等の需要も減少傾向が見られ、厳しい状況が続いております。一方海外では、アジア地域において通販市場の拡大に伴う板紙需要及び人口増加に伴う衛生用紙需要はあるものの、新聞用紙及び印刷情報用紙は国内と同様に需要の減少傾向が続くと見込んでおります。

当社では、早くから市場規模の大きな主要地域に進出し、グローバルな販売体制網構築による販売力強化でシェア拡大を目指してまいりました。コスト競争力を強化するべく抄紙用フェルトの生産体制の最適化に努めておりますが、品質面で世界的に評価されている衛生用紙向けベルトの積極的な拡販を指向し、ベルト生産体制の見直しにも着手したこと、加えて、当年度のベルト新生産設備稼働による生産能力の更なる向上により生産量が増加いたしました。

このような状況の中、国内抄紙用フェルトは需要減により販売数量は減少したものの、海外抄紙用フェルト及びベルトの増販に加え、為替が円安に推移した影響により、連結売上高は14,791百万円（前期比6.1%増）、連結営業利益は1,570百万円（前期比46.3%増）、連結経常利益は1,633百万円（前期比34.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,173百万円(前期比50.0%増) となりました。

連結業績の概要



セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

抄紙用具関連事業

日本

内需につきましては、抄紙用フェルトは厳しい環境の中、積極的な受注活動推進を行ったものの販売数量は減少いたしました。輸出につきましては、抄紙用ベルトは中国国内の一部顧客の商流を子会社からの販売に変更したため販売数量が減少いたしました。

これにより、売上高は8,361百万円（前期比5.8%減）となりました。

北米

抄紙用フェルトは、受注回復により販売数量が増加いたしました。抄紙用ベルトは、受注増により販売数量が増加いたしました。

これに加え為替影響により、売上高は2,072百万円（前期比25.3%増）となりました。

欧州

抄紙用フェルト及びベルトは、受注増により販売数量が増加いたしました。

これに加え為替影響により、売上高は2,799百万円（前期比22.3%増）となりました。

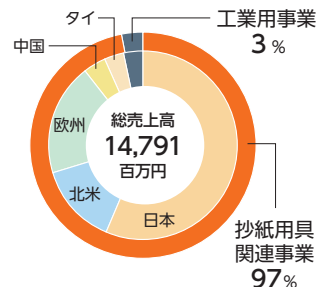
中国

抄紙用ベルトは中国国内の一部顧客の商流を子会社からの販売に変更したため販売数量が増加いたしました。

これに加え為替影響により、売上高は593百万円（前期比70.4%増）となりました。

● 事業セグメント別売上高構成比

当社グループの販売拠点別の売上高を表示しております。



## 事業報告

### タイ

抄紙用フェルト及びベルトは、大手顧客からの受注増により販売数量が増加いたしました。  
これに加え為替影響により、売上高は484百万円（前期比44.3%増）となりました。

### 工業用事業

工業用フェルトは、輸出向けの販売数量が増加いたしました。  
これにより、売上高は479百万円（前期比7.8%増）となりました。

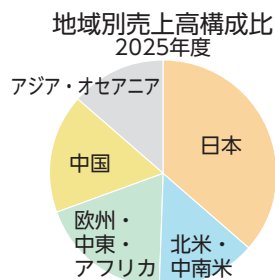
(ご参考)

地域別の売上高

(単位：百万円)

	日本	北米・ 中南米	欧州・ 中東・ アフリカ	中国	アジア・ オセアニア	合計
2024年度	5,506	1,653	2,288	2,564	1,934	13,947
2025年度	5,414	2,072	2,799	2,512	1,991	14,791

(注) 当社グループ全体の売上高を販売地域（顧客の所在地）別に分類しております。



### (3) 研究開発等の状況

当社グループの研究開発活動は、抄紙用具関連事業及び工業用事業ともに、優位化製品、新製品の開発及び技術開発を主体とし、また、環境に配慮したテーマをより多く取り上げて活動しております。

抄紙用具関連事業の研究開発活動については、最新の市場動向や抄紙技術にお応えするため、新素材の応用、新樹脂、新加工法の開発を主体に行っており、また、大学等との共同研究を通じた基盤技術力強化にも取り組んでおります。

当連結会計年度につきましては、顧客ニーズに対応する新製品の開発に加え、現行製品の改良及びコスト削減を目的とした製法改善に取り組みました。また、原材料の安定的な確保に向けて、新規素材の開発及び調査を進めるとともに、中長期的な成長を支える基盤づくりとして基礎研究を実施しました。さらに、研究開発活動の一環として、環境負荷低減に資する製造方法の検討にも取り組んでおります。

なお、当連結会計年度中に支出した研究開発費の総額は316百万円です。

### (4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、ベルト製品拡販に向けた生産設備の増強及び設備機能の向上、生産効率向上を目的としたDX投資や生産設備の維持補修等を目的として総額で1,981百万円実施いたしました。

### (5) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、設備投資の当期支払資金を自己資金で充当いたしましたため、新規の借入金調達は行っておりません。

### (6) 対処すべき課題

#### ■ 中期経営計画「NE-27」における対応方針

次中期経営計画「New Enterprise 2027（略称：“NE-27”）」を策定し、「新領域への挑戦の3年」をスローガンとして掲げております。

前中期経営計画“NE-24”においては、製造コスト削減やDXの推進等を通じた事業基盤の再構築に一定の成果が見られた一方、環境変化の影響もあり、計画した施策効果の全てを十分に発現させるには至りませんでした。

この反省を踏まえ、“NE-27”では、収益力の向上と成長戦略の実効性をより重視した経営を推進してまいります。

#### ■ 当社グループを取り巻く経営環境

##### ① 紙パルプ業界を中心とした事業環境の概況

紙パルプ業界においては、国内市場では紙のデジタル化の進展等を背景に、新聞用紙及び印刷情報用紙を中心として構造的な需要減少が継続しています。また、板紙についても、消費動向や景気動向の影響を受けやすく、需要の先行きは不透明な状況にあります。

一方、海外市場では、アジア地域を中心に板紙や衛生用紙の需要拡大が見込まれるものの、新規抄紙用具メーカーの参入や既存メーカー間の競争激化により、市場環境は一層厳しさを増しています。

##### ② 当社グループの事業運営への影響と経営環境認識

このような市場環境に加え、原材料価格やエネルギー価格の変動、為替動向、地政学的リスク等、当社グループの事業運営を取り巻く不確実性は引き続き高い状況にあります。

また、環境負荷低減や持続可能な社会の実現に向けた要請が強まる中、企業活動におけるサステナビリティへの対応は、当社グループにとっても経営上の重要課題となっています。

当社グループが中長期的に持続的成長を実現していくためには、こうした環境変化を的確に捉え、収益力及び競争力を一層強化するとともに、事業基盤の高度化を着実に進めていく必要があると認識しています。

#### ■ 主要な経営課題と重点的な取組み

上記の経営環境認識を踏まえると、当社グループにおいて重点的に対処すべき課題は、以下のとおりであると考えております。

### 【主要な経営課題】

#### ① 国内市場における構造的需要減少下での安定収益の確保

国内市場においては、引き続き需要減少による競争激化が見込まれることから、製造コスト削減や生産効率の向上に取組むとともに、顧客の操業条件や課題に即した新製品を中心とした付加価値の高い製品提案を強化し、収益性の確保を図ってまいります。

国内市場を当社グループの収益基盤として位置付け、成長投資を支える安定的なキャッシュ創出力の確保に重点的に取組んでまいります。

#### ② グローバル市場における、販売拡大と収益性の両立によるグローバル成長の実現

海外市場においては、アジア地域を中心とした成長機会を的確に捉えつつ、販売数量の拡大だけでなく、製品ミックスの改善や価格競争力の強化を通じて、収益力の向上を目指してまいります。また、各地域の市場特性を踏まえた営業体制・供給体制の最適化を進めてまいります。

グローバル市場における成長機会の取り込みと収益性向上の両立を図り、中長期成長につながる事業基盤の構築を進めてまいります。

#### ③ 製品競争力・研究開発力を支える事業基盤の更なる強化

当社グループの競争優位の源泉である研究開発力と製品開発力を一層強化するため、社内資源の有効活用に加え、大学や外部機関との連携を積極的に進め、技術力の高度化を図ってまいります。また、DXを活用した生産・業務プロセスの高度化を通じ、持続的な競争力の確立を目指してまいります。

従来のコスト削減・効率化にとどまらず、新製品・新用途の創出を見据えた研究開発力及び事業基盤の強化を通じて、次の成長に向けた競争優位の確立を目指します。

#### ④ 環境・社会課題への対応を通じた中長期的な企業価値の向上

当社グループは、SDGsを含む環境・社会課題への対応を事業競争力及び企業価値向上につながる経営の重要課題と位置付け、製品・技術を通じた環境負荷低減への貢献を進めてまいります。あわせて、これらの取組みを収益性・資本効率の改善と両立させることで、持続可能な企業価値向上を図ってまいります。

当社グループは、これらの取組みを着実に実行することにより、「IK VISION2030」で掲げる、サステナブルな社会に貢献し、役職員、取引先、株主及び地域社会が高い満足度を持つ企業となることを目指してまいります。

## 事業報告

### (7) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第97期	2021年度 第98期	2022年度 第99期	2023年度 第100期	2024年度 第101期	2025年度 第102期
売上高 (百万円)	11,598	12,355	13,344	13,603	13,947	14,791
営業利益 (百万円)	323	531	800	1,115	1,072	1,570
売上高 営業利益率 (%)	2.8	4.3	6.0	8.2	7.7	10.6
経常利益 (百万円)	489	758	1,044	1,168	1,216	1,633
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	369	523	833	1,018	782	1,173
1株当たり当期純利益 (円)	80.80	114.45	182.06	227.76	181.51	275.43
総資産 (百万円)	25,293	25,732	26,643	29,242	29,466	32,078
純資産 (百万円)	18,500	18,768	19,515	21,355	22,265	24,070
自己資本比率 (%)	73.1	72.9	73.2	73.0	75.5	75.0
自己資本利益率 (%)	2.0	2.8	4.4	5.0	3.6	5.1
1株当たり純資産 (円)	4,039.79	4,095.88	4,258.51	4,853.66	5,225.40	5,719.60

- (注) 1. 2021年度（第98期）より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、2021年度（第98期）以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数によって算出してしております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数によって算出してしております。
4. 当社は、「株式給付信託（BBT）」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上してあります。これに伴い、1株当たり純資産の算定上、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

## 事業報告

### (8) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション	500千US\$	100%	抄紙用フェルト・ベルト、工業用フェルトの販売
イチカワ・ヨーロッパGmbH	150千EUR	100%	抄紙用フェルト・ベルト、工業用フェルトの販売
宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司	300千US\$	100%	抄紙用フェルト・ベルト、工業用フェルトの販売
イチカワ・アジア・カンパニーリミテッド	2百万THB	49%	抄紙用フェルト・ベルト、工業用フェルトの販売
株式会社イチカワテクノファブリクス	10百万円	100%	工業用フェルトの販売
有限会社アイケー加工	3百万円	100%	織物の織整、縫合その他の加工
株式会社アイケーサービス	10百万円	100%	当社製品の荷役・保管、その他の当社委託業務

- (注) 1. 当社の子会社は上記の7社で、全て連結対象としており、持分法適用会社はありません。  
2. 株式会社イチカワテクノファブリクスにつきましては2026年1月30日開催の当社取締役会において、当社に吸収合併することを決議し、2026年6月1日付で吸収合併する予定です。  
3. イチカワ・アジア・カンパニーリミテッドにつきましては2026年3月31日開催の当社取締役会において、解散及び清算することを決議いたしました。現地の法令に基づき必要な手続きが完了次第、清算終了となる見込みです。

### (9) 主要な営業所及び工場

#### ①当社

名称	所在地
本社	東京都文京区
柏工場	千葉県柏市
岩間工場	茨城県笠間市

## 事業報告

### ②子会社

名 称	所 在 地
イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション	米国 ジョージア州ピーチツリーコーナース市
イチカワ・ヨーロッパGmbH	ドイツ デュッセルドルフ市
宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司	中国 上海市
イチカワ・アジア・カンパニーリミテッド	タイ王国 バンコク市
株式会社イチカワテクノファブリクス	東京都文京区
有限会社アイケー加工	茨城県笠間市
株式会社アイケーサービス	千葉県柏市

### (10) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
639名	21名減

(注) 常勤の就業人員について記載しております。

### (11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	464百万円
株式会社千葉銀行	292百万円

### (12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,833,800株  
 (2) 発行済株式の総数 4,368,743株 (自己株式598,408株を除く。)  
 (3) 株主数 4,340名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
王子ホールディングス株式会社	414千株	9.47%
日本製紙株式会社	199千株	4.57%
イチカワ従業員持株会	183千株	4.19%
株式会社みずほ銀行	175千株	4.01%
株式会社千葉銀行	174千株	3.99%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	161千株	3.69%
眞嶋 洋	132千株	3.03%
光通信K K投資事業有限責任組合	123千株	2.83%
株式会社ナチュラリ	119千株	2.73%
日本証券金融株式会社	95千株	2.18%

- (注) 1. 持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しております。  
 2. 当社は、自己株式598千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には株式給付信託(BBT)の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式161千株は含んでおりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	45,700株	3名

- (注) 1. 当社の株式報酬につきましては「3. (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。  
 2. 上記は退任した当社役員に対して交付されたものであります。

### (6) その他

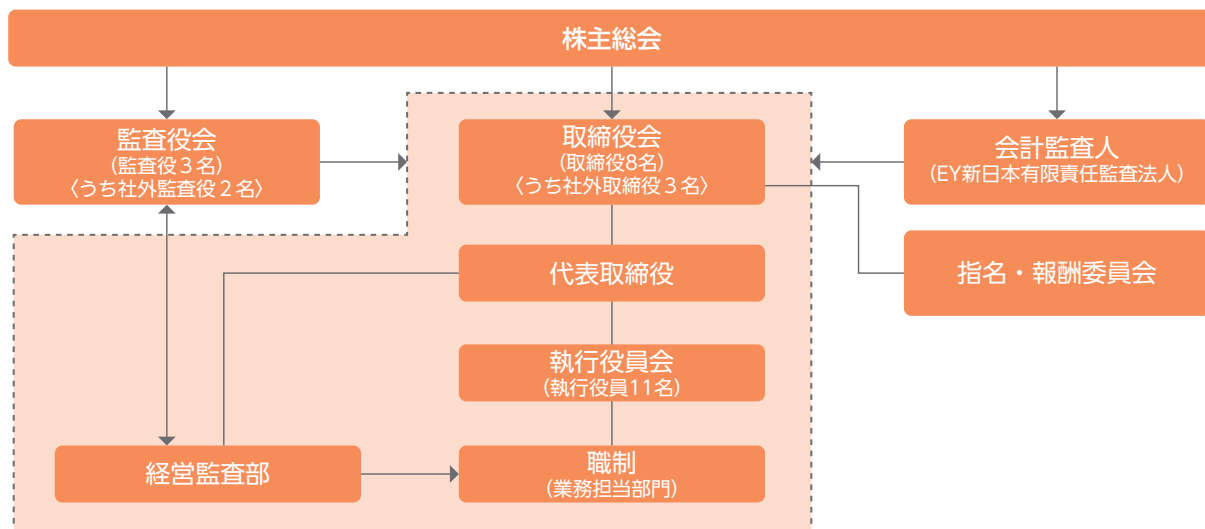
当社は、資本効率の向上及び一層の株主還元を図るとともに、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより、2025年11月28日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買い付けを行い、自己株式99千株を総額221百万円で取得いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び体制

- ①統治形態につきましては、業容、事業特性等を総合的に勘案し、監査役制度が適しているものとし、法制の変化並びに経済の国際化等の経営リスクに対応するコーポレート・ガバナンスを推進しております。
- ②取締役会につきましては、経営戦略の充実と迅速な意思決定による活性化を図るため、2003年6月より取締役員数を削減するとともに取締役の責任と成果をより明確にするため任期を1年に短縮しました。併せて業務執行の充実を図るため執行役員制度を導入しております。なお、経営の透明性の確保と監督機能の強化のため、2015年6月に社外取締役を選任しております。
- ③監査役制度につきましては、監査役会の監査方針に基づき、法定監査に加えて四半期決算の監査報告を行う等任意監査を実施し、監査役機能の強化を図っております。
- ④取締役・監査役候補者の指名並びに役員報酬の体系及び水準にかかる決定プロセスの透明性と客観性を一層高めるため、社外取締役及び代表取締役を委員とする指名・報酬委員会を設置しております。

コーポレート・ガバナンスの体系図



## 事業報告

### (2) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	矢崎 孝信	
取締役 常務執行役員	小堀 渉	技術管掌
取締役 常務執行役員	遠山 宏幸	総務管掌 兼 企画部・品質保証部担当 兼 株式会社イチカワテクノファブリクス担当
取締役 常務執行役員	諸川 正憲	生産管掌 兼 新事業担当
取締役 常務執行役員	吉村 肇	営業管掌 兼 国内営業本部長 兼 海外営業本部長 兼 国内営業部長 兼 イチカワ・ヨーロッパGmbH社長 兼 宣紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司董事長
取締役 社外・独立	長岡 弘樹	パラマウントベッドホールディングス株式会社顧問
取締役 社外・独立	本所 良太	
取締役 社外・独立	福田 伊津子	新晃工業株式会社社外取締役 株式会社アイティフォー社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	平間 孝史	
監査役 社外・独立	出縄 正人	スプリング法律事務所エグゼクティブアドバイザー弁護士、最高裁判所災害補償審査委員会委員、株式会社ビー・エム・エル社外取締役（監査等委員）
監査役 社外・独立	岡田 貴子	岡田貴子公認会計士・税理士事務所代表 日本管財ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）、RUN.EDGE株式会社社外監査役、株式会社すかいらくホールディングス社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役長岡弘樹氏、本所良太氏及び福田伊津子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役出縄正人氏及び岡田貴子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役長岡弘樹氏、本所良太氏、福田伊津子氏及び監査役出縄正人氏、岡田貴子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役出縄正人氏の株式会社ビー・エム・エルにおける役職は、同社の機関設計変更（2025年6月27日付）に伴い、社外監査役から社外取締役（監査等委員）に変更されております。
5. 監査役岡田貴子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## 事業報告

6. 当事業年度中に、次のとおり監査役の重要な兼職の状況に変更がありました。

氏名	変更内容	変更年月日
出縄 正人	日本プライムリアルティ投資法人監督役員 退任	2025年9月2日

7. 2026年4月1日付で次のとおり取締役の担当を変更しております。

氏名	変更内容
小堀 涉	技術統括
遠山 宏幸	総務統括 兼 企画部・品質保証部担当
諸川 正憲	生産統括 兼 新事業担当
吉村 肇	営業統括 兼 宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司 董事長

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役、執行役員、当社子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬（「固定：役員報酬＋委嘱報酬」＋「変動：成果報酬」以上いずれも金銭報酬）、役員賞与（短期業績連動報酬：金銭報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期業績連動型報酬：非金銭報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬（役員報酬）のみを支払うこととしております。

### イ. 業績に連動しない金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬のうち、役員報酬と委嘱報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役割、責任の大きさ、世間水準、従業員とのバランス等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

### ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び数又は額及び算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、短期的なインセンティブ機能を目的とした成果報酬並びに役員賞与、中長期的なインセンティブ機能を目的とした業績連動型株式報酬で構成しております。成果報酬は、役員退職慰労金制度廃止に伴い、報酬の後払いの見地から旧役員退職慰労引当金繰入相当額を基準額とし、取締役各人の各事業年度の業績・成果に連動させて変動する金銭報酬として毎年一定の時期に決定され、毎月按分額を支給しております。役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の経営成績水準に応じ算出された額を毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、前年度決算公表時に開示する当年度の連結業績予想「連結経常利益」に設定するも、便宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

業績連動型株式報酬は、株式給付信託の仕組みを利用し、役員株式給付規程に基づき、中期経営計画の最終年度における目標に対しての業績達成度等を勘案して定めるポイントが付与されますが、業績達成度の指標は、本業における業績を反映すべきと考え、「中期経営計画の最終年度目標数値」を使用し、その達成度の平均値を達成度として使用しております。なお、取締役が付与されるポイントは取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該ポイント数に応じた数の当社株式を本信託から支給しております。

### エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、原案（各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業等の業績を踏まえた賞与の評価配分及び業績連動型株式報酬のポイント数）の立案としています。上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 矢崎孝信に対し各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業等の業績を踏まえた賞与の評価配分及び業績連動型株式報酬のポイント数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業等について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			役員賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	237 (24)	109 (24)	41 (-)	86 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	28 (12)	28 (12)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記報酬等の額及び員数には、2025年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任された取締役2名を含んでおります。  
 3. 取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第94回定時株主総会において年額270百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。  
 4. 取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に上記報酬限度額とは別に、2018年6月28日開催の第94回定時株主総会及び2021年6月29日開催の第97回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は、第94回定時株主総会終結時点では5名（社外取締役を除く）、第97回定時株主総会終結時点では5名（社外取締役を除く）であります。  
 5. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名（うち社外監査役は1名）であります。  
 6. 業績に連動する報酬として取締役に対して成果報酬及び役員賞与並びに業績連動型株式報酬を支給しております。業績に連動する報酬の額（又は数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は次のとおりであります。  
 ・成果報酬及び役員賞与：当年度の連結業績予想「連結経常利益」  
 ・業績連動型株式報酬：中期経営計画の最終年度目標数値  
 また、当該業績指標を選定した理由は、本業における業績を反映することが適切と考えたためであり、業績連動報酬等の額の算定方法は、業績指標に対する達成度に応じた算定方法としております。  
 なお、当事業年度を含む選定した業績指標の推移につきましては、「1. (7) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。  
 7. 上記業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額と当事業年度に費用計上した業績連動型株式報酬額であります。

## 事業報告

### (6) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	長岡弘樹	パラマウントベッドホールディングス株式会社顧問
社外取締役	本所良太	—
社外取締役	福田伊津子	新晃工業株式会社社外取締役 株式会社アイティフォー社外取締役（監査等委員）
社外監査役	出縄正人	スプリング法律事務所エグゼクティブアドバイザー弁護士 最高裁判所災害補償審査委員会委員 株式会社ビー・エム・エル社外取締役（監査等委員）
社外監査役	岡田貴子	岡田貴子公認会計士・税理士事務所代表 日本管財ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） RUN.EDGE株式会社社外監査役 株式会社すかいらーくホールディングス社外取締役（監査等委員）

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地位)	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
長岡弘樹 (社外取締役)	17回中17回	—	公認会計士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名及び報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高めるために重要な役割を果たしました。
本所良太 (社外取締役)	17回中17回	—	企業経営者として培われた経験と豊富な知識に基づいた発言を行っております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名及び報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高めるために重要な役割を果たしました。
福田伊津子 (社外取締役)	17回中17回	—	企業経営者及びソフトウェア技術者として培われた経験と豊富な知識に基づいた発言を行っております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名及び報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高めるために重要な役割を果たしました。

## 事業報告

氏名 (地位)	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
出 縄 正 人 (社外監査役)	17回中15回	22回中22回	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。
岡 田 貴 子 (社外監査役)	17回中15回	22回中22回	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。

### (7) 執行役員

2026年3月31日現在の執行役員11名のうち、取締役を兼務していない執行役員は、以下の6名であります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	ユッカ レヒト	欧州統括
執行役員	小 田 浩 之	生産本部長
執行役員	池 田 岳 志	経営監査部長
執行役員	岡 田 秀 之	株式会社イチカワテクノファブリクス取締役社長
執行役員	山 崎 敦	総務部長
執行役員	西 村 豊	技術本部長 兼 技術部長

(注) 2026年4月1日付で次のとおり執行役員の担当を変更しております。

氏 名	担 当
小田 浩之	生産統括付
岡田 秀之	営業統括付 株式会社イチカワテクノファブリクス担当
西村 豊	技術本部長

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

47百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の子会社のうち、イチカワ・ヨーロッパGmbHは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young) の会計監査を受けております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (6) 子会社の監査の状況

当社の子会社のうち、イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション、宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司、イチカワ・アジア・カンパニーリミテッドは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
  - ①当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めにより、当社の業務執行を決定する。
  - ②「企業行動規範」の制定及び「コンプライアンス規程」をはじめとする社内諸規程の整備並びにこれを厳正に運用することにより、法令等違反行為を未然に防止する。
  - ③当社及び当社の子会社の取締役は、職務の執行に関し、必要に応じ顧問弁護士その他の専門家に適法性の確認を取る。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
  - ①取締役会議事録、執行役員会議事録、稟議書、会計帳簿等の文書類及びその他情報については、関連諸規程の定めにより、各所管部署において適切に保存及び管理を行う。
  - ②取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
3. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
  - ①損失の危険の管理に関する規程として、「リスク管理規程」を制定し、当社及び当社の子会社が管理すべきリスクの洗出し、評価、対策等について定める。
  - ②個々のリスクについては、「リスク管理規程」の定めに基づき、職制により適切な予防及び対策を実施する。
  - ③リスク管理の状況については、執行役員会において定期的に有効性を評価し、必要に応じ是正措置を行う。
  - ④当社及び当社の子会社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の極小化を図る。

4. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
  - ①職務の執行においては、法令、定款、経営規程及び執行規程等の定めに従い、取締役、執行役員、各部署の職制がこれを厳正に運用する。
  - ②執行責任の明確化と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用する。
  - ③取締役会は、経営規程に基づき中期経営計画及び年度計画を決定し、その執行を監督する。
  - ④代表取締役、執行役員及び各部署の職制は、経営計画の目標達成に向けて、業務を執行・管理する。
  - ⑤代表取締役及び執行役員は、業務執行状況について、毎月、定時取締役会に報告する。
  - ⑥当社より当社の子会社へ役員を派遣することにより、子会社の経営管理体制を強化するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、管理担当部署が子会社の経営を指導し、統括管理し、適正かつ効率的な職務の執行を確保する。
5. 当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
  - ①「企業行動規範」の制定及び「コンプライアンス規程」をはじめとする社内諸規程の整備を行うとともに、各部署の職制においてこれを厳正に運用し、法令等違反行為を未然に防止する。
  - ②社長直轄の「経営監査部」を設置し、経常業務推進上の適法性及び予算執行上の有効性に関する内部管理機能を強化する。
6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制。
  - ①当社より当社の子会社へ役員を派遣することにより、子会社の経営管理体制を強化する。
  - ②「関係会社管理規程」に基づき、子会社の一定の重要事項について当社の関係会社管理担当部署に定期的な報告を義務付ける。
  - ③「予算管理制度規程」に基づき、予算管理制度に当社の子会社の予算を組み入れ、その進捗状況について毎月、各子会社に当社執行役員会への報告を求める。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項。
  - ①監査役監査に対しては、最善の監査環境を提供することとし、監査役より職務を補助する使用人設置の求めがあった場合には、速やかに任命する。
  - ②監査役を補助する使用人を設置した場合は、当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を得るものとする。

## 事業報告

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項。  
監査役の職務を補助すべき使用人として監査役会の下に所属する従業員への指揮命令権は、監査役に属するものとする。また、処遇（査定を含む）、懲戒等の事項については、当社と監査役の間で事前協議の上実施する。
9. 監査役への報告に関する体制。
  - ①監査役が、監査等を通じて、取締役及び使用人から必要な情報をいつでも入手できる体制とする。
  - ②取締役は、法定事項の他、当社経営に重要な影響を及ぼす事項については、監査役へ遅滞なく報告する。
  - ③「監査役会規程」に基づき、監査役会は、必要に応じて、当社及び当社の子会社の会計監査人、取締役、執行役員、使用人その他の者に対して報告を求める。
  - ④「イチカワ・ヘルプライン管理規程」に基づき、内部通報に関する情報は経営監査部より監査役に報告される。
10. 監査役に通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。  
当社は、監査役へ通報した者が当該通報をしたことを理由として当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を確保する。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項。  
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
12. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制。
  - ①監査役監査に対しては、最善の監査環境を提供する。
  - ②監査役会に対して、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
  - ③常勤監査役の主要会議体への出席機会を確保する。
  - ④監査役会が経営監査部と連携できる体制を整備する。
13. 財務報告の信頼性を確保するための体制。  
金融商品取引法その他の法令等の定めに基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性を確保する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

#### ①コンプライアンス

- ・当社は、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を策定し、全ての役職員について周知徹底を図っております。  
また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、部署毎のコンプライアンス状況を報告するとともに、職位に応じて必要な社内教育、指導を実施しております。
- ・経営監査部は、当社グループのコンプライアンス状況について、各部署及び各子会社のコンプライアンスオフィサーから毎月報告を受けております。  
また、法令、規程等に適合していることを確認するための内部監査を行い、半期毎に内部監査報告書を作成し、取締役会に報告しております。
- ・「イチカワ・ヘルプライン管理規程」に基づき、当社グループ内の違法、規程違反、反倫理的行為等の問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し運用しております。
- ・「イチカワ・ヘルプライン」には、社内窓口のほか、当社と利害関係のない弁護士にも受付窓口を設置し、当社及び当社グループの従業員からの通報及び相談に対応しております。

#### ②リスクマネジメント

- ・当社は、「リスク管理規程」で定められた各種リスクの状況を執行役員会で報告を行い、有効性を評価し、必要に応じて是正措置を行っております。  
また、大規模災害等不測の事態に備え、BCP（事業継続計画）を策定し、緊急時の体制を整備しております。
- ・インサイダー取引防止のため、当社グループの役員、従業員が自社株式を売買する際は、当社総務部長に事前申請の上、同部長の許可を得た場合にのみ売買できる体制を運用しております。
- ・当社は、「サイバーセキュリティ基本方針」に基づき、業務上取扱う情報資産を各種の脅威から適切に保護することにより、ステークホルダーを含めた関係者並びに社会の信頼に応えるため、サイバーセキュリティ対応に取り組んでおります。

#### ③取締役の職務執行の適正性及び効率性並びに情報管理に関する取組み

- ・当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項や経営方針、予算の策定等経営上の重要事項を全て付議するとともに、業務の執行状況を報告し、逐次対策等を検討しております。  
また、四半期毎に取締役（社外取締役を除く）の業務執行について、評価を行っております。
- ・当社は、執行役員会を原則毎月1回開催し、取締役会決定に基づく業務執行及び各執行役員の課題について審議・報告を行っております。
- ・当社は、取締役会規程のほか、関連諸規程の定めにより、取締役の職務の執行に係る情報を各所管部署において適切に保存及び管理しております。

## 事業報告

### ④グループにおける業務の適正性に関する取組み

- ・当社は、子会社への役員の派遣、経営監査部による子会社の内部監査を通じ当社グループにおける業務の適正性を確保しております。
- ・当社は、予算管理制度に子会社の予算を組み入れ、進捗状況を執行役員会に報告することにより、子会社の管理を行っております。

### ⑤監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

- ・監査役は、監査役会において監査方針、監査計画を協議・決定し、各事業所及び子会社への往査等を通じて業務内容の適法性、妥当性について監査を実施しております。

また、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、取締役、社外取締役、執行役員、会計監査人及び経営監査部との間で定期的に情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視しております。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、「安定的かつ積極的な利益還元」を基本とし、企業競争力の強化と財務の健全性を総合的に勘案して実施してまいります。なお、配当性向につきましては、1株当たり連結当期純利益の30%以上を目処としております。

内部留保金につきましては、将来の企業価値を高めるため、主力事業の市場競争力強化を目的とした設備投資及び研究開発投資等の原資として有効に活用してまいります。

また、健全な財務体質を前提とし、機動的な自己株式の取得等を実施することを検討してまいります。

当事業年度の配当金につきましては、2026年5月15日開催の取締役会の決議により期末配当を50円とし、中間配当の40円と合わせた年間配当金は、1株当たり90円といたしました。

### <1株当たり配当金の推移>

	2021年度 第98期	2022年度 第99期	2023年度 第100期	2024年度 第101期	2025年度 第102期
中間配当 (円)	30	30	35	40	40
期末配当 (円)	30	40	35	40	50
年間配当 (円)	60	70	70	80	90
配当性向 (連結) (%)	52.4	38.5	30.7	44.1	32.7

## 事業報告

### 【参考】

2026年5月15日開催の取締役会において、2027年3月期以降の配当方針を変更することを決議いたしました。

### (変更の理由)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つに位置付け、安定的かつ積極的な配当を目指しておりますが、今般、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて配当方針の見直しを行い、2026年度から2030年度を最終年度とする中期経営計画期間におきましては、DOE（連結株主資本配当率）を目標として配当を実施する方針といたしました。

本方針は、株主還元の安定性及び資本効率の向上を両立させる観点から導入するものであり、中期経営計画の期間中における成長投資の状況、業績動向及び財務健全性等を総合的に勘案したうえで運用してまいります。2031年度以降の配当方針につきましては、当該中期経営計画の進捗及び成果を踏まえあらためて検討いたします。

### (変更後)

当社は、企業価値の向上と株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しております。企業体質の強化と新たな事業展開に備えるための内部留保とのバランスをとりながら、株主の皆様への配当と企業価値の向上に必要な成長投資及び人的資本投資への適正な利益配分に努めてまいります。

当社の剰余金の配当につきましては、「配当の安定性・継続性」と「資本効率の向上」を実現するため、2026年度から2030年度を最終年度とする中期経営計画期間におきましては、配当性向を考慮したうえで、DOE（連結株主資本配当率）2.5%を目標として、業績の動きや財務状況等を総合的に判断して実施してまいります。また、健全な財務体質を前提とし、株主還元の充実を図るため、機動的な自己株式の取得等についても検討してまいります。

※DOE（連結株主資本配当率）＝年間配当額÷連結株主資本(期首・期末の平均値)×100

詳細につきましては、2026年5月15日公表の「配当方針の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

◎以上の報告は、次により記載しました。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しています。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しています。
3. 持株比率は、小数点以下第3位切り捨てにより表示しています。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

単位：百万円

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>	<b>32,078</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>8,008</b>
<b>流動資産</b>	<b>15,357</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,886</b>
現金及び預金	6,162	支払手形及び買掛金	811
受取手形	300	短期借入金	756
売掛金	4,888	リース債務	29
商品及び製品	1,623	未払法人税等	326
仕掛品	1,191	契約負債	94
原材料及び貯蔵品	876	賞与引当金	437
その他	315	役員賞与引当金	73
貸倒引当金	△2	その他	1,357
<b>固定資産</b>	<b>16,721</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,122</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,820</b>	リース債務	97
建物及び構築物	3,750	繰延税金負債	1,158
機械装置及び運搬具	2,569	役員株式給付引当金	271
工具、器具及び備品	233	退職給付に係る負債	2,484
土地	1,804	その他	109
リース資産	142	<b>(純資産の部)</b>	<b>24,070</b>
建設仮勘定	320	<b>株主資本</b>	<b>19,185</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>565</b>	資本金	3,594
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,335</b>	資本剰余金	2,477
投資有価証券	7,257	利益剰余金	14,536
繰延税金資産	33	自己株式	△1,422
その他	163	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,879</b>
貸倒引当金	△119	その他有価証券評価差額金	3,975
<b>資産合計</b>	<b>32,078</b>	為替換算調整勘定	581
		退職給付に係る調整累計額	322
		<b>非支配株主持分</b>	<b>5</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>32,078</b>

## 連結計算書類

### 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
売上高		14,791
売上原価		8,069
売上総利益		6,721
販売費及び一般管理費		5,151
営業利益		1,570
営業外収益		
受取利息及び配当金	209	
受取賃貸料	16	
支払補償費戻入額	40	
雑収入	62	327
営業外費用		
支払利息	12	
為替差損	36	
賃貸費用	14	
固定資産除却損	182	
貸与資産経費	12	
雑損失	5	263
経常利益		1,633
特別損失		
減損損失	9	9
税金等調整前当期純利益		1,624
法人税、住民税及び事業税		558
法人税等調整額		△108
当期純利益		1,174
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		1,173

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,594	2,335	13,714	△ 1,138	18,507
当期変動額					
剰余金の配当			△ 351		△ 351
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,173		1,173
自己株式の処分		141		199	340
自己株式の取得				△ 483	△ 483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	141	821	△ 284	678
当期末残高	3,594	2,477	14,536	△ 1,422	19,185

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	2,919	425	408	3,753	4	22,265
当期変動額						
剰余金の配当						△ 351
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,173
自己株式の処分						340
自己株式の取得						△ 483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,056	156	△86	1,125	0	1,126
当期変動額合計	1,056	156	△86	1,125	0	1,804
当期末残高	3,975	581	322	4,879	5	24,070

## 連結計算書類

### 連結注記表

#### <連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

##### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社7社（イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション、イチカワ・ヨーロッパGmbH、宣紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司、イチカワ・アジア・カンパニーリミテッド、(株)イチカワテクノファブリクス、(有)アイケー加工、(株)アイケーサービス）を連結の対象としております。

##### 2. 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

##### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

宣紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

##### 4. 会計方針に関する事項

###### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等……時価法

以外のもの

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

###### ②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

###### ③棚卸資産

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、在外連結子会社は個別法による低価法によっております。

###### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

###### ②無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

###### ③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

###### (3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

## 連結計算書類

- ③役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- ④役員株式給付引当金……当社の取締役及び執行役員に対する当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。当社及び連結子会社は、全ての事業において顧客ごとの規格に合わせた製品を受注し、販売、引き渡す履行義務を負っております。
- 国内取引  
当社及び連結子会社は、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品及び製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内の販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- 輸出取引  
当社及び連結子会社は、輸出の取引条件により在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。  
なお、取引価格は、売上値引等の変動対価を考慮して算定しております。  
売上値引等が発生すると見込まれる商品及び製品については、値引等が見込まれる額を売上高から控除し、返金負債を認識しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ②退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、在外連結子会社は計上しておりません。
  - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、5年による定額法により按分額を発生翌連結会計年度より費用処理しております。  
過去勤務費用については、5年による定額法により按分額を費用処理しております。
  - ・小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 連結計算書類

### <会計上の見積りに関する注記>

#### 1. 抄紙用フェルトの製造に関する有形固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
減損損失 一百万円、有形固定資産 2,777百万円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

当社グループは、固定資産に対し、経営環境の変化により、将来その資産グループから生み出されるキャッシュ・フローが減少する等、帳簿価額相当額を回収することができないと判断されるような事象や状況の変化が生じていないか、減損に関する検討を行っております。資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しております。

国内市場での紙のデジタル化による構造的な需要縮小やグローバル市場での競争の更なる激化を見込み、フェルトのコスト競争力を強化するべく生産体制の最適化を図ってはおりますが、抄紙用フェルトの製造に関する有形固定資産については収益性が低下していることから減損の兆候があると判断しましたものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失は認識していません。

##### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会において承認された中長期の事業計画及び使用後の資産の処分価額を基礎として算出しております。割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いる主要な仮定は、中長期の事業計画に含まれる売上高の構成要素である販売数量及び販売単価です。また、使用後の資産の処分価額は外部機関による不動産鑑定価格に基づいております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定が異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、抄紙用フェルトの製造に関する有形固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

### <追加情報>

#### (株式給付信託の導入)

当社は、第95期より、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

#### (1) 取引の概要

本制度に基づき設定される信託が当社の拠出する金銭を原資として当社株式を取得します。当該信託は、当社株式及び当社株式の時価相当の金銭を、当社の定める役員株式給付規程に従って、対象取締役等に対して給付します。当該給付の時期は、原則として対象取締役等の退任時となります。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は411百万円、株式数は161,300株となります。

## 連結計算書類

### (連結子会社の吸収合併)

当社は、2026年1月30日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社イチカワテクノファブリクスを吸収合併することを決議しました。

#### 1. 合併の目的

株式会社イチカワテクノファブリクスは、工業用フェルト製品等の販売会社として、2005年7月に設立された連結子会社です。

当社は、2030年にあるべき姿を描いた「IK VISION2030」に基づき、工業用事業の業績拡大の推進と経営資源の集中と効率的な事業運営を図ることを目的に、同社を吸収合併することを決定いたしました。

#### 2. 合併の要旨

##### (1) 合併の日程

取締役会決議日 2026年1月30日

吸収合併契約締結日 2026年1月30日

効力発生日 2026年6月1日(予定)

※本合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併に該当するため、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものです。

##### (2) 合併の方式

当社を存続会社とし、株式会社イチカワテクノファブリクスを消滅会社とする吸収合併方式で、株式会社イチカワテクノファブリクスは効力発生日をもって解散いたします。

#### 3. 消滅会社の概要(2026年3月31日時点)

(1)名称	株式会社イチカワテクノファブリクス
(2)所在地	東京都文京区本郷二丁目14番15号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡田 秀之
(4)事業内容	濾過材、クッション材等の工業用フェルト及び搬送用メッシュ等の工業用繊維製品の製造、加工並びに販売
(5)資本金	10百万円
(6)設立年月日	2005年7月1日

#### 4. 合併後の状況

本合併による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期の変更はありません。

#### 5. 吸収合併による連結計算書類への影響

本合併は、当社の100%子会社である連結子会社との合併であるため、当社グループの連結計算書類に与える影響は軽微です。

## 連結計算書類

### (連結子会社の解散及び清算)

当社は、2026年3月31日開催の取締役会において、当社の海外子会社であるICHIKAWA ASIA CO.,LTD. (以下、「IAC」といいます。)を解散及び清算することを決議しました。

#### 1. 解散の理由

当社は、東南アジアにおける海外事業展開を加速させるため、2018年7月にタイ王国にIACを設立し、大手顧客との緊密な関係構築や機動的な技術サービスの提供などを実現すべく事業を運営してまいりました。その結果、大手顧客との長期販売契約の締結や現地代理店との連携による技術サービス提供体制の構築、強化を実現いたしました。

当社は中期経営計画“NE-27”の2年目を迎えるにあたり、より収益性の高い利益構造へ転換し、持続可能な経営体制を構築すべく様々な検討を重ねております。その中で、IACは設立時の目的を達成できたと評価し、清算を行うことが当社グループの経営資源を効率的に活用し、総合的な企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

今後につきましては、構築した販売ネットワークの現地代理店を通じて日本からきめ細かな営業・技術サービスを展開し、東南アジアからインドにかけての重要な市場でのさらなる拡販に努めてまいります。

#### 2. 解散する子会社の概要 (2026年3月31日時点)

(1)商号	ICHIKAWA ASIA CO., LTD.
(2)所在地	399 Interchange 21 Building, 25th Floor, Room NO.2506D, Sukhmit Road, Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110,Thailand
(3)代表者の役職・氏名	飯岡 健樹
(4)事業内容	抄紙用フェルト、スレート用フェルト、抄紙用ベルトの販売
(5)資本金	2百万THB
(6)設立年月日	2018年7月1日

#### 3. 解散及び清算の日程

解散及び清算の日程につきましては、現地の法令に基づき必要な手続きが完了次第、清算終了となる見込みです。

#### 4. 解散及び清算による連結計算書類への影響

本件が当社グループの連結計算書類に与える影響は現在精査中です。

## 連結計算書類

### <連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産	建物及び構築物	728百万円
	機械装置及び運搬具	7百万円
	工具、器具及び備品	3百万円
	土地	161百万円
	計	901百万円
上記に対応する債務	短期借入金	150百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		34,541百万円
3. 保証債務残高		
MHCB Consulting (Thailand) Co.,Ltd.		4百万円 (960,000THB)

### <連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	4,967,151株
2. 配当金支払額	

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	175	40.00	2025年3月31日	2025年6月6日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	175	40.00	2025年9月30日	2025年12月1日

- (注) 1. 2025年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。
2. 2025年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金3百万円が含まれております。

### 3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2026年5月15日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	218	50.00	2026年3月31日	2026年6月5日

- (注) 2026年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれておりません。

## 連結計算書類

### <金融商品に関する注記>

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、輸出取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。営業債務、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金収支計画を作成するなどの方法により管理しております。

##### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注)参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	7,257	7,257	—
(2) デリバティブ取引	(13)	(13)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0
その他	0
合計	0

上記については、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

## 連結計算書類

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 其他有価証券	7,257	—	—	7,257
資産計	7,257	—	—	7,257
デリバティブ取引	—	13	—	13
負債計	—	13	—	13

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 連結計算書類

### <収益認識に関する注記>

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

##### (1) 地域別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	抄紙用具 関連事業	工業用事業	合計
主たる地域市場			
日本	8,361	469	8,830
北米	2,072	10	2,082
欧州	2,799	－	2,799
中国	593	0	593
タイ	484	－	484
顧客との契約から生じる収益	14,311	479	14,791
外部顧客への売上高	14,311	479	14,791

##### (2) 主要な財又はサービスのライン別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	抄紙用具 関連事業	工業用事業	合計
主要な財又はサービスのライン			
フェルト	7,118	－	7,118
ベルト	6,897	－	6,897
その他	295	479	775
顧客との契約から生じる収益	14,311	479	14,791
外部顧客への売上高	14,311	479	14,791

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4.会計方針に関する事項、(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 連結計算書類

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権	(期首残高)	4,851
	(期末残高)	5,188
契約負債	(期首残高)	103
	(期末残高)	94

契約負債は、主に、引き渡し時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在契約負債残高に含まれていた額は、103百万円であります。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

#### <1株当たり情報に関する注記>

- 1株当たり純資産額 5,719.60円
- 1株当たり当期純利益 275.43円

(注) 1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託口（BBT）が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。（当連結会計年度161,300株）

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（当連結会計年度111,133株）

#### <重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

単位：百万円

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>	<b>29,374</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>7,853</b>
<b>流動資産</b>	<b>12,725</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,468</b>
現金及び預金	4,276	買掛金	625
受取手形	269	短期借入金	756
売掛金	4,452	リース債務	18
商品及び製品	1,305	未払金	896
仕掛品	1,190	未払費用	87
原材料及び貯蔵品	873	未払法人税等	291
前渡金	2	預り金	29
前払費用	23	賞与引当金	399
その他	336	役員賞与引当金	69
貸倒引当金	△2	契約負債	51
<b>固定資産</b>	<b>16,648</b>	その他	242
<b>有形固定資産</b>	<b>8,630</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,385</b>
建物	3,648	長期未払金	13
構築物	102	リース債務	46
機械及び装置	2,547	資産除去債務	63
車両運搬具	2	繰延税金負債	1,194
工具、器具及び備品	146	退職給付引当金	2,763
土地	1,804	役員株式給付引当金	271
リース資産	57	その他	32
建設仮勘定	320	<b>(純資産の部)</b>	<b>21,520</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>563</b>	<b>株主資本</b>	<b>17,544</b>
ソフトウェア	552	<b>資本金</b>	<b>3,594</b>
リース資産	1	<b>資本剰余金</b>	<b>2,477</b>
その他	9	資本準備金	2,322
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,455</b>	その他資本剰余金	155
投資有価証券	7,257	<b>利益剰余金</b>	<b>12,895</b>
関係会社株式	103	利益準備金	898
関係会社出資金	54	その他利益剰余金	11,996
破産更生債権等	74	固定資産圧縮積立金	563
会員権	73	別途積立金	5,043
長期前払費用	1	繰越利益剰余金	6,389
その他	8	<b>自己株式</b>	<b>△1,422</b>
貸倒引当金	△119	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,975</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,374</b>	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>3,975</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>29,374</b>

## 計算書類

### 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
売上高		12,725
売上原価		7,909
売上総利益		4,816
販売費及び一般管理費		3,904
営業利益		912
営業外収益		
受取利息及び配当金	481	
為替差益	253	
受取賃貸料	16	
雑収入	108	860
営業外費用		
支払利息	11	
賃貸費用	14	
固定資産除却損	182	
貸与資産経費	23	
雑損失	5	236
経常利益		1,535
特別損失		
減損損失	9	9
税引前当期純利益		1,526
法人税、住民税及び事業税		421
法人税等調整額		△68
当期純利益		1,172

## 計算書類

### 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,594	2,322	13	2,335	898	657	5,043	5,474	12,074
当期変動額									
剰余金の配当								△ 351	△ 351
当期純利益								1,172	1,172
自己株式の処分			141	141					
自己株式の取得									
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 94		94	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	141	141	—	△ 94	—	915	821
当期末残高	3,594	2,322	155	2,477	898	563	5,043	6,389	12,895

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 1,138	16,867	2,919	2,919	19,786
当期変動額					
剰余金の配当		△ 351			△ 351
当期純利益		1,172			1,172
自己株式の処分	199	340			340
自己株式の取得	△ 483	△ 483			△ 483
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,056	1,056	1,056
当期変動額合計	△ 284	677	1,056	1,056	1,734
当期末残高	△ 1,422	17,544	3,975	3,975	21,520

## 個別注記表

### <重要な会計方針に係る事項に関する注記>

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

①子会社株式……………移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

・市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

##### (3) 棚卸資産

主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

構築物 3年～60年

機械及び装置 2年～17年

車両運搬具 3年～ 7年

工具、器具及び備品 2年～20年

##### (2) 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における見込利用可能期間 (5年) による定額法によっております。

##### (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

## 計算書類

- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
退職給付引当金の処理方法は以下のとおりであります。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、5年による定額法により按分額を発生翌事業年度より費用処理しております。  
過去勤務費用については、5年による定額法により按分額を費用処理しております。
- (5) 役員株式給付引当金……当社の取締役及び執行役員に対する当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。当社は、全ての事業において顧客ごとの規格に合わせた製品を受注し、販売、引き渡す履行義務を負っております。

#### 国内取引

当社は、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品及び製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内の販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

#### 輸出取引

当社は、輸出の取引条件により在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、取引価格は、売上値引等の変動対価を考慮して算定しております。

売上値引等が発生すると見込まれる商品及び製品については、値引等が見込まれる額を売上高から控除し、返金負債を認識しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の計算書類上における取扱いが連結計算書類と異なっております。

### <会計上の見積りに関する注記>

1. 抄紙用フェルトの製造に関する有形固定資産の減損
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
減損損失 一百万円、有形固定資産 2,777百万円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、注記を省略しております。

## 計算書類

### <追加情報>

(株式給付信託 (BBT))

取締役 (社外取締役を除きます。) 及び執行役員に信託を通じて自社の株式を給付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(連結子会社の吸収合併)

連結子会社の吸収合併に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(連結子会社の解散及び清算)

連結子会社の解散及び清算に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### <貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産	建 物	699百万円
	構築物	29百万円
	機械及び装置	7百万円
	車両運搬具	0百万円
	工具、器具及び備品	3百万円
	土 地	161百万円
	計	901百万円
上記に対応する債務	短期借入金	150百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		34,142百万円
3. 保証債務残高		
イチカワ・ヨーロッパ GmbH	183百万円 (1,000,000EUR)	
MHCB Consulting (Thailand) Co.,Ltd.	4百万円 (960,000THB)	
4. 関係会社に対する債権・債務		
短期金銭債権	1,770百万円	
短期金銭債務	177百万円	

### <損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高	
(1) 営業取引による取引高の総額	5,194百万円
(2) 営業取引以外の取引高の総額	300百万円

### <株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の数 759,708株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託が保有する自社の株式161,300株が含まれております。

## 計算書類

### <税効果会計に関する注記>

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	864百万円
賞与引当金	125百万円
未払事業税	22百万円
投資有価証券評価損	158百万円
その他	294百万円
計	1,464百万円
評価性引当額	△783百万円
繰延税金資産合計	681百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△256百万円
その他有価証券評価差額金	△1,617百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1,875百万円
繰延税金負債の純額	△1,194百万円

#### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.1%
住民税均等割	0.8%
外国法人税	0.4%
試験研究費税額控除	△1.1%
評価性引当額の増減	△6.2%
役員賞与引当金	1.4%
役員株式給付引当金	2.7%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.1%

## 計算書類

### <関連当事者との取引に関する注記>

#### 1. 子会社

会社名		住所	資本金 又は出資金	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合
イチカワ・ノース・ アメリカ・コーポ レーション		米国 ジョージア州	US\$ 500,000	抄紙用フェルト・ ベルト、工業用フ ェルトの販売	% 直接 100.0 (一)
イチカワ・ヨーロッパ GmbH		ドイツ デュッセル ドルフ市	EUR 150,000	抄紙用フェルト・ ベルト、工業用フ ェルトの販売	% 直接 100.0 (一)
関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員の 兼任等	事業上 の関係				
—	当社製品 の販売先	当社製品の 販売 (注)	百万円 1,336	売掛金	百万円 668
1名	当社製品 の販売先	当社製品の 販売 (注)	百万円 1,893	売掛金	百万円 421

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については市場価格、総原価を勘案して当社希望額を提示し、価格交渉の上単位あたりの価格を決定しております。

### <収益認識に関する注記>

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、注記を省略しております。

### <1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 5,114.86円

2. 1株当たり当期純利益 275.35円

(注) 1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託口 (BBT) が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度161,300株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度111,133株)

### <重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

イチカワ株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀 江

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 裕 基

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イチカワ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イチカワ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

イチカワ株式会社  
取締役会 御中

## EY日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木真紀江  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中野裕基  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イチカワ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由したオンライン会議システムも活用し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。国内子会社については、常勤監査役が監査役を兼務しており、国内子会社の取締役会に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。海外子会社については、月例報告等を通じて事業の状況について報告を受けるほか、海外子会社の取締役及び内部監査部門等と意思疎通及び情報の交換を図り、経営管理の状況を把握し、必要に応じて管理担当部署に説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後も環境の変化に対応した体制整備と運用態勢によるリスク管理が強化されるよう、監査役会は引き続き、取り組みを注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

イチカワ株式会社 監査役会

常勤監査役 平 間 孝 史 ㊟

社外監査役 出 縄 正 人 ㊟

社外監査役 岡 田 貴 子 ㊟

以 上

## 株主様向け工場見学会開催

2026年3月3日（火） 13：30～15：30

当社柏工場（千葉県柏市）にて株主の皆様を対象とした工場見学会を開催いたしました。

当日は22名の方にご参加いただき、冒頭に会社概要をご説明した後、3グループに分かれて製造現場を見学していただきました。

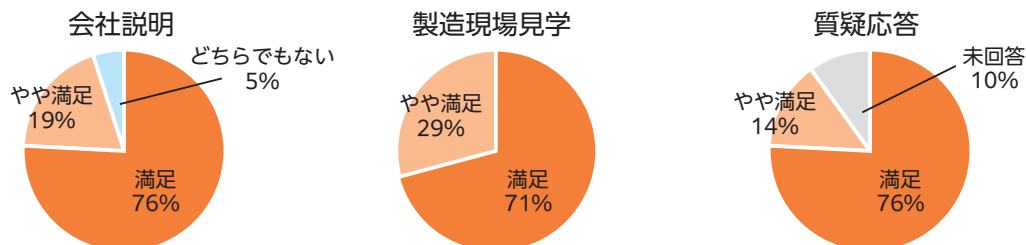
見学後には製品サンプルを実際にお手に取っていただきながら、用途や特長について対話の中でご説明しました。また、質疑応答の時間も設け、終始和やかな雰囲気の中、株主の皆様と直接意見を交わす貴重な機会となりました。

### ●当日見学風景



## ● アンケート結果

(1) 参加者の皆様にご協力いただきましたアンケートの結果をご報告いたします。



(2) 株主様からのご感想を一部抜粋してご紹介いたします。

- ・ 製造現場は清潔で、5S活動が徹底されていると感じた
- ・ 非常に大きな機械や製品を扱っているにも関わらず、長期間無事故を維持していると聞き、驚いた
- ・ 役員や社員の雰囲気の良いと感じた
- ・ 見学時間や質疑応答の時間をもっと長くしてほしい
- ・ 最新設備だけではなく、古い設備の説明もしてほしい
- ・ 今後も個人株主への説明機会を増やしてほしい 等

## 岩間工場見学会開催のご案内

今年度も当社事業内容をより一層ご理解いただくことを目的として、単元株以上お持ちの株主様を対象に、岩間工場見学会を開催予定です。

日時：2026年12月11日（金）13：30～

岩間工場では**ギネス記録を保持する世界最大の織機**をご覧ください。

詳細につきましては本招集通知に同封いたしましたご案内をご覧ください。

見学会にご参加いただきました株主の皆様改めて御礼申し上げます。

ご協力いただきましたアンケートでは、多くの皆様が高いご評価をいただき、誠にありがとうございます。一方で「見学時間をもっと長くしてほしい」というご意見も頂戴いたしました。

次回の岩間工場見学会ではいただいたご意見を参考に、よりご満足いただける見学会の実現に努めてまいります。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

## 株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日
- 期末配当金  
受領株主確定日 3月31日
- 中間配当金  
受領株主確定日 9月30日
- 定時株主総会 毎年6月
- 株主名簿管理人  
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
(〒137-8081)  
新東京郵便局私書箱第29号  
電話 (0120) 232-711 (通話料無料)
- 上場証券取引所 東京証券取引所
- 公告方法 電子公告により行う  
公告掲載URL <https://www.ik-felt.co.jp/>  
(ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 1.株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることになっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱できませんのでご注意ください。
- 2.特別口座に登録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 3.未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

## 株主総会会場ご案内図

開催日時

2026年6月25日(木曜日)午前10時

開催場所

東京都文京区湯島一丁目7番5号

ホテル東京ガーデンパレス  
3階 平安

TEL. 03-3813-6211 (代表)



駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

交通

J R :

中央線・総武線

A 「御茶ノ水駅」下車

聖橋口 徒歩5分

地下鉄 :

東京メトロ千代田線

B 「新御茶ノ水駅」下車

出口B1 徒歩5分

東京メトロ丸ノ内線

C 「御茶ノ水駅」下車

出口1 徒歩5分

イチカワ株式会社

<https://www.ik-felt.co.jp/>



環境に配慮した植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。